

重大事態への対応マニュアル（牟岐町教育委員会）

I. 重大事態の発生（疑いを含む）

II. 町教育委員会に連絡が入る

- ①学校から重大事態が発生した旨の連絡を受けた場合、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、学校と町教育委員会のどちらが主体になるかを判断するとともに、町長、徳島県教育委員会に報告する。
- ②町教育委員会が主体となる場合のマスコミへの対応（対応者：教育次長）

III. 重大事態の調査組織を設置する（町教育委員会が調査の主体になった場合）

- 公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- 被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- 調査を行うための第三者組織を設置する。
（臨床心理士、弁護士、学識経験者等）

IV. 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- 調査前に被害児童生徒、保護者に以下①から⑥を説明をする。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- 加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係について調査結果の説明を行う。
 - ①調査の目的・目標
 - ②調査主体
 - ③調査時期・期間
 - ④調査項目
 - ⑤調査方法
 - ⑥調査結果の提供

V. 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- いじめの事実関係を明確にする（因果関係の特定でなく、客観的な事実関係を調査）
- 町教育委員会で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）参照」
 - ①文章情報の整理
 - ②アンケート調査の実施
 - ③聴き取り調査の実施
 - ④情報の整理

VI. 調査結果を徳島県教育委員会に報告する

VII. 調査結果を基に必要な措置を講じる

- 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行う。
- 被害児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。
- 再発防止策を検討する。
- 報告書の取りまとめをする。